

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和5年11月8日（水） 20：00～20：10
2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）
3. 出席者：
 - （市） 行財政局長、給与課長、給与課担当係長3名、他2名
水道局副局長、経営企画課長
交通局副局長、経営企画課長
教育委員会事務局総務部長、教職員課長
 - （組合） 市労連執行委員長、副執行委員長5名、書記長、他22名
4. 議 題：期末・勤勉手当の支給月数及び支給日の提案
令和6年4月からの給料表について
5. 発言内容：

（市）平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、心より感謝申し上げます。

今年度の給与改定につきましては、11月7日の交渉において、給料表の改正について、私どもの考えをお示しいたしました。

本日は、期末・勤勉手当及び令和6年4月からの給料表について、お示しいたします。なお、本日は、市会において、給与改定についての条例改正を諮るための期限であり、最終回答としてご了承いただきたいと思いますと考えております。

— 提案資料配布 —

- ・ 期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）…別紙1
- ・ 令和6年4月からの給料表について（案）…別紙2

それでは、お手元にお配りした、「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。一般の職員の期末手当を0.05月引き上げ、今年度より「2.40月」から「2.45月」とするとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.00月」から「2.05月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.40月」から「4.50月」といたします。

また、再任用職員におきましては、期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.35月」から「1.375月」とするとともに、勤勉手当を0.025月引き上げ、今年度より「0.95月」から「0.975月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.30月」から「2.35月」といたします。

さらに、会計年度任用職員についてでございますが、常勤職員との均衡を考慮し、期末手当を0.10月引き上げ、今年度より期末手当の年間支給月数を「2.50月」から「2.60月」といたします。

なお、令和6年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員につきましては夏期・年末とも2.25月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも1.175月といたします。また、会計年度任用職員につきましては、令和6年度より勤勉手当を支給することとした場合になりますが、期末・勤勉手当とともに一般の職員と同様の年間支給月数としたうえで、夏期及び年末で均等に割り振り、夏

期・年末ともに2.25月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員については2.3月分を、再任用職員については1.2月分を、会計年度任用職員については1.35月分を、ご要求どおり12月8日に一括支給いたします。

次に、令和6年4月からの給料表についてでございます。

お手元の「令和6年4月からの給料表について（案）」をご覧ください。

まず、「1. 係長級の処遇改善」についてでございます。「(1) 概要」におきまして、令和2年度に皆さま方と協議いたしました、人事・給与制度の見直しにおきまして、昇任意欲を醸成する観点から、係長級の処遇改善として、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円まで引き上げを行うこととお話ししていたところでございます。

これらを踏まえ、「(2) 処遇改善の内容」といたしまして、係長級の給料月額について、昨日ご提案させていただいた内容も含め、令和5年4月までに3,700円の引き上げを行うこととしていますが、令和6年4月より全号給においてさらに1,300円の引き上げを行うことといたします。これにより、累計5,000円の引き上げとなります。

「(3) 適用給料表」につきましては、行政職給料表及び医療職給料表(2)といたします。なお、企業職員については対応する給料表によることといたします。

令和6年4月における処遇改善後の給料月額につきましては、別紙1にて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

残りの引き上げ額につきましては、職員の在籍状況や経過措置の状況、また、今後の給与改定の状況等を踏まえ、引き続きできるだけ速やかに引き上げを行ってまいります。

続きまして、「2. 初任給調整手当の見直し」についてでございます。「(1) 概要」におきまして、医療職給料表(2)の職員に支給している初任給調整手当を廃止し、給料表においてその趣旨を反映しようとするものでございます。

「(2) 改定方法」についてでございますが、医療職給料表(2)の初任給調整手当は、職務の級の1級～3級の職員にそれぞれの号給ごとに支給額が決定されておりますが、それぞれの額について地域手当の率で割り戻した額を医療職給料表(2)に加算するものでございます。

「(3) 給料表」につきましては、別紙2にて記載しておりますので、後ほどご参照ください。なお、企業職員については同趣旨を踏まえた対応といたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。

令和5年4月にかかる給与改定への対応につきましては、前回までの交渉で申し上げたとおりでございます。

また、この間に、いただいたご意見につき、対応できるものがあるかにつきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

特に、子の看護休暇については、人事院勧告でも触れられているように職員の仕事と育児に係る両立支援の観点から、国における検討を踏まえつつ、取得要件の緩和など神戸市独自の対応について具体的に検討を進めてまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(組合) 最終回答として持ち帰り協議します。